

福祉避難所の設置運営に係る協定締結について

1. 目的

災害が発生した場合、市が指定する一般の避難所での生活において特別な配慮を要する方（高齢者や障がい者の要援護者）が日常に支障なく避難生活が送れるよう福祉避難所を設置する。

市防災計画（災害時要援護者対策）・・・福祉避難所の確保

2. 福祉避難所の開所

市が要援護者の存在を把握した場合に、必要に応じて今回協定を締結する市内の福祉施設（別紙 1 8 法人 2 3 施設）に要請し、開所する。

3. 福祉避難所受入れ

受入れ可能人数；約 1 0 0 名

市内の福祉避難所だけで収容できない場合は、県と協議を行い、市外福祉施設等に特別受入れを要請する。

4. 管理経費

災害救助法の適用により、概ね要援護者 1 0 人に 1 人の生活指導員配置、ポータブルトイレ、仮設スロープ、紙おむつなどの費用については国が負担する。（別途福祉施設から費用等に関する届出を提出）

5. 個人情報の取扱

別記個人情報取扱特記事項を定め、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱う。

6. 福祉避難所の開設期間

原則として、災害発生の日から最大限 7 日以内。ただし、閉鎖することが困難なときは、国と協議のうえ必要最小限の期間延長ができる。